



## EPAを活用したASEAN諸国への加工食品の輸出



公益財団法人日本関税協会  
2024年1月15日（月）GFP加工食品部会 資料

# 目次

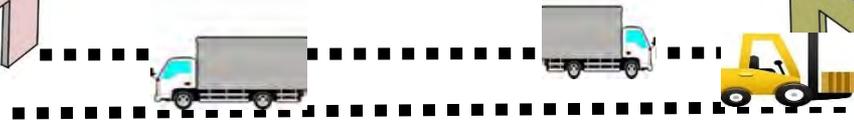
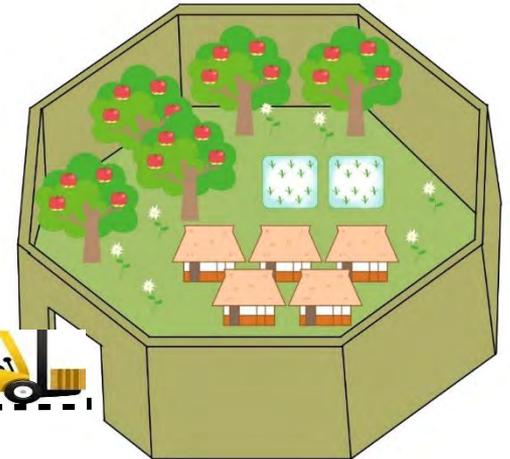
1. 背景
2. EPAによる関税削減効果
3. EPA利用の手続き
4. EPA利用の際に注意する点
5. 参考
6. 日本関税協会からのご提案

# 1. 背景



経済連携協定がなぜ必要なの？

2国間又は多国間で、関税等の貿易障壁を削減し、モノやサービスの貿易を活性化し参加国・地域の経済発展を図る。



目に見えない貨物やサービスのハイウェイを作る

A国



B国

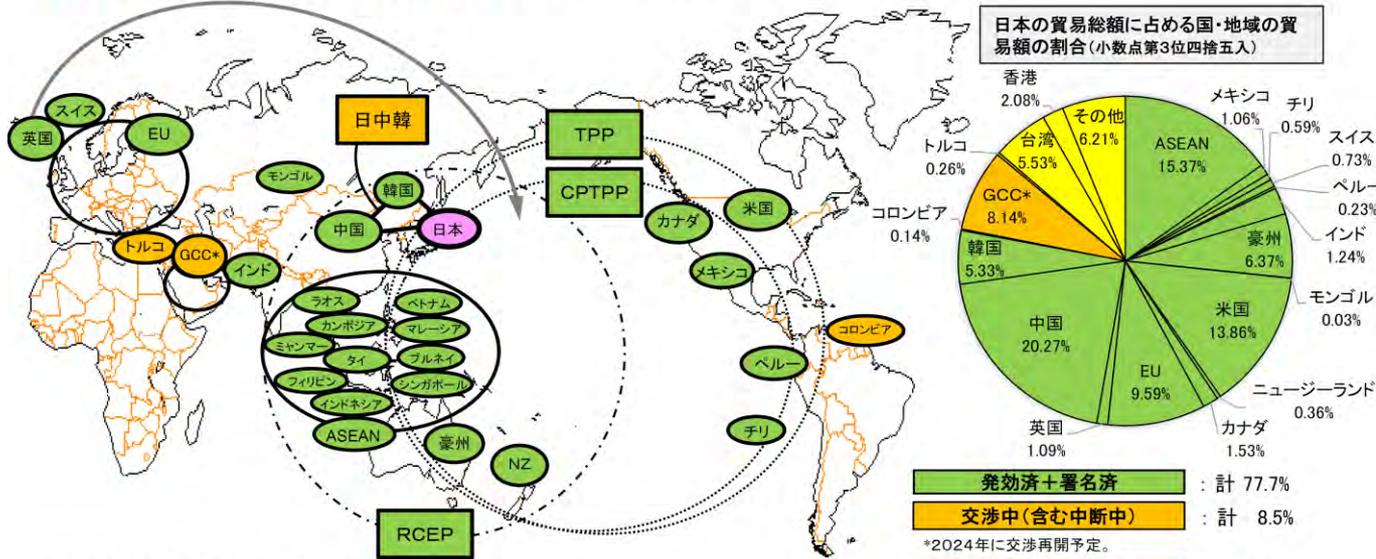
# 1. 背景

## 我が国の発効済・署名済のEPA

これまで24か国・地域と21の経済連携協定(EPA/FTA)等が発効済・署名済。

- ・発効済・署名済EPA/FTA等の相手国との貿易が貿易総額に占める割合は77.7%。
- ・発効済・署名済EPA/FTA等及び交渉中EPA/FTA等の相手国との貿易が貿易総額に占める割合は86.2%。

● : 既にEPA/FTA等が発効済・署名済の国・地域    ● : 現在EPA/FTA等の交渉をしている国・地域



(注1)GCC: 湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)  
(アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート)  
(注2)米国については、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定

出典:財務省貿易統計(2023年1月公表)  
(各国の貿易額の割合については、小数点第3位四捨五入)

- 日・シンガポール
- 日・メキシコ
- 日・マレーシア
- 日・チリ
- 日・タイ
- 日・インドネシア
- 日・ブルネイ
- 日・ASEAN
- 日・フィリピン
- 日・スイス
- 日・ベトナム
- 日・インド
- 日・ペルー
- 日・豪
- 日・モンゴル
- TPP12 (署名のみ)
- TPP11 (CPTPP)
- 日・EU
- 日米貿易協定
- 日・英
- RCEP

出典: 外務省ホームページに一部資料を関税協会に追加

## 2. EPAによる関税削減効果

### EPAを活用した各種加工食品の関税率

品目	MFN税率 (タイ)	EPA税率 (タイ協定)	MFN税率 (ベトナム)	EPA税率 (ベトナム協定)	MFN税率 (マレーシア)	EPA税率 (マレーシア協定)
醤油	30.0%	0.0%	32.0%	0.0%	10.0%	0.0%
味噌、 カレールー※1等 (キューブ状のもの等)	5.0%	0.0%	20.0% or 30.0%	— (TPP11 0.0%)	5.0% or 10.0%	0.0%
うどん、そば、素麺	30.0%	0.0%	20.0%	0.0%	5.0%	0.0%
スイート・ビスケット	20.0%	0.0%	15.0%	0.0%	6.0%	0.0%
清涼飲料水 (緑茶)	20.0%	0.0%	30.0%	0.0%	20.0%	0.0%
清酒	60.0%	0.0%	55.0%	0.0%	25.5MYR/100%vol/L	— (TPP11 譲許あり)
焼酎・泡盛	60.0%	0.0%	45.0%	0.0%	64.5MYR/100%vol/L	— (TPP11 譲許あり)

出典：農林水産省「EPA関税率早見表」を加工

※1 レトルトカレーは、肉類等の含有量が多い場合には肉類等の調製品となる可能性があるといった関税分類への注意が必要のため別途検討が必要

※2 段階的に引き下げられるものは、引き下げ最終年を記載

### 3. EPA利用の手続き

ステップ1：輸出貨物のHS番号（関税率表番号）の特定

ステップ2：EPA税率の対象品目か否かの確定

ステップ3：特惠マージン（一般税率とEPA税率の差）を確認

ステップ4：関税割当等の対象か否かを確認

ステップ5：原産地規則を満たすかを確認

ステップ6：原産地証明の作成

ステップ7：相手国での輸入手続（EPA税率の適用）

ステップ8：証明資料の保存

ステップ9：税関の事後の確認（輸入国税関からの検証等）への対応

EPAの輸出利用  
ステップを整理し、  
まとめよう



### 3. EPA利用の手続き

ステップ1：輸出貨物のHS番号（関税率表番号）の特定



統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit		他法令 Law
番号 H.S.code			I	II	
22.08		エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料			
2208.20	000	- ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒		L	ET
2208.30	000	- ウイスキー		L	ET
2208.40	000	- ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒		L	ET
2208.50	000	- ジン及びジュネヴァ		L	ET
2208.60	000	- ウオッカ		L	ET
2208.70	000	- リキュール及びコーティアル		L	ET
2208.90		- その他のもの			

麦焼酎  
HS番号※（6桁）  
2208.90

※HS番号  
WCOという国際機関が管理するHS条約の別表の番号で、各国の関税率表に使用されている

出典：<https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>

注 どのHS番号が適用されるかは、輸入国の税関の判断に基づくことに注意が必要

# 3. EPA利用の手続き

ステップ2：EPA税率の対象品目か否かの確定  
 ステップ3：特惠マージン（一般税率とEPA税率の差）を確認



**☆EPA利用早わかりサイト☆**

EPAを利用すれば、通常の関税率よりも低い税率で輸出が可能です。EPAを利用して、コスト削減してみませんか？

EPAの利用について、困っていること・わからないこと等があれば  
 コチラまで！！

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

epariyousoudan (a) maff.go.jp ※(a)を@に変えてください

1. EPAを利用してより有利な条件で輸出してみませんか

通常、物品を輸出する際には品目によって輸入国が定めた関税を支払う必要がありますが、EPAで関税を削減し、輸出することが約束されている品目については、EPAを利用することで通常の関税率よりも低い税率で輸出することができ、輸出することができます。

EPA関税目録

主な農林水産物・食品のEPA関税率早見表（2023年7月12日時点）(EXCEL: 181KB)

主な農林水産物・食品のEPA関税率早見表（2023年7月12日時点）(PDF: 376KB)

## EPA関税率早見表

地域	国名	協定名	使用するHSコード	第三者証明(商工会議所)	自己申告(自己証明)	認定輸出者	本格焼酎・泡盛		
							MFN税率	EPA税率	PSR
							2208.90		
アジア	ベトナム	日ベトナム	HS2007	<input type="radio"/>			45.0%	無税	CTH ex 22.07項
アジア	ベトナム	日アセアン(AJCEP)	譲許表はHS2002, PSRはHS2017	<input type="radio"/>			45.0%	4.0%	CTH ex 22.07項
アジア	ベトナム	CPTPP	HS2012	<input type="radio"/>			45.0%	25.0%	CTH ex 22.07項
アジア	ベトナム	RCEP	譲許表はHS2012, PSRはHS2022	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		45.0%	45.0%	RVC40% or CTH

### 3. EPA利用の手続き

ステップ2：EPA税率の対象品目か否かの確定

ステップ3：特恵マージン（一般税率とEPA税率の差）を確認

利用を予定しているEPAの譲許表と製品のHS番号を対比し、製品が当該EPAの特恵対象となっているか否かを確認する。ベトナムのように複数のEPAを締結している場合には、どのEPAが最も便利か検討する必要がある。

- ・アセアン協定（2008年12月発効）
- ・ベトナム協定（2009年10月発効）
- ・TPP11（CPTPP）（2019年1月発効（ベトナム））
- ・RCEP（2022年1月発効）

どのEPAを利用するのが良いだろうか？

### 3. EPA利用の手続き

ステップ2：EPA税率の対象品目か否かの確定

ステップ3：特惠マージン（一般税率とEPA税率の差）を確認

どのEPAが最も便利かの主な検討材料

- ・特惠マージン（一般税率とEPA税率の差）の大きさ
- ・原産地規則の充足のしやすさ
- ・証明方法の使いやすさ

	MFN税率	<del>アセアン協定</del>	ベトナム協定	<del>TPP11 (CPTPP)</del>	<del>RCEP</del>
関税率	45.0%	<del>4.0%</del>	0.0%	<del>25.0%</del>	<del>45.0%</del>
麦焼酎 (2208.90)	—	<del>CTH (第2207項から の変更を除く)</del>	CTH (第2207項から の変更を除く)	<del>CTH (第2207項から の変更を除く)</del>	<del>RVC40% or CTH</del>
証明方法	—	<del>第三者証明</del>	第三者証明	<del>自己証明</del>	<del>第三者証明 or 認定輸出者</del>

### 3. EPA利用の手続き

#### ステップ4：関税割当等の対象か否かを確認

ステップ3で、EPA特惠税率を利用することを決定した場合には、輸出であれば相手国において、以下のとおり、産品が関税割当制度等の対象か否かを確認。

- 相手国において、産品へのEPA特惠税率の適用の条件として、関税割当制度の対象となっていないかを確認。
- 相手国において、その他の輸入規制の有無等、EPA特惠税率の適用を受けるための制限がないかを確認。

(注) EPAに基づく関税割当制度とは、締約相手国に対して一定の輸入数量（関税割当数量）に限り、一般税率よりも低いEPA特惠税率（枠内税率）を適用する一方、この一定の輸入数量を超える輸入分については、原則として、一般税率（枠外税率）を適用する仕組みとされている。

EPAにおける日本の関税割当制度の詳細については、税関ホームページ

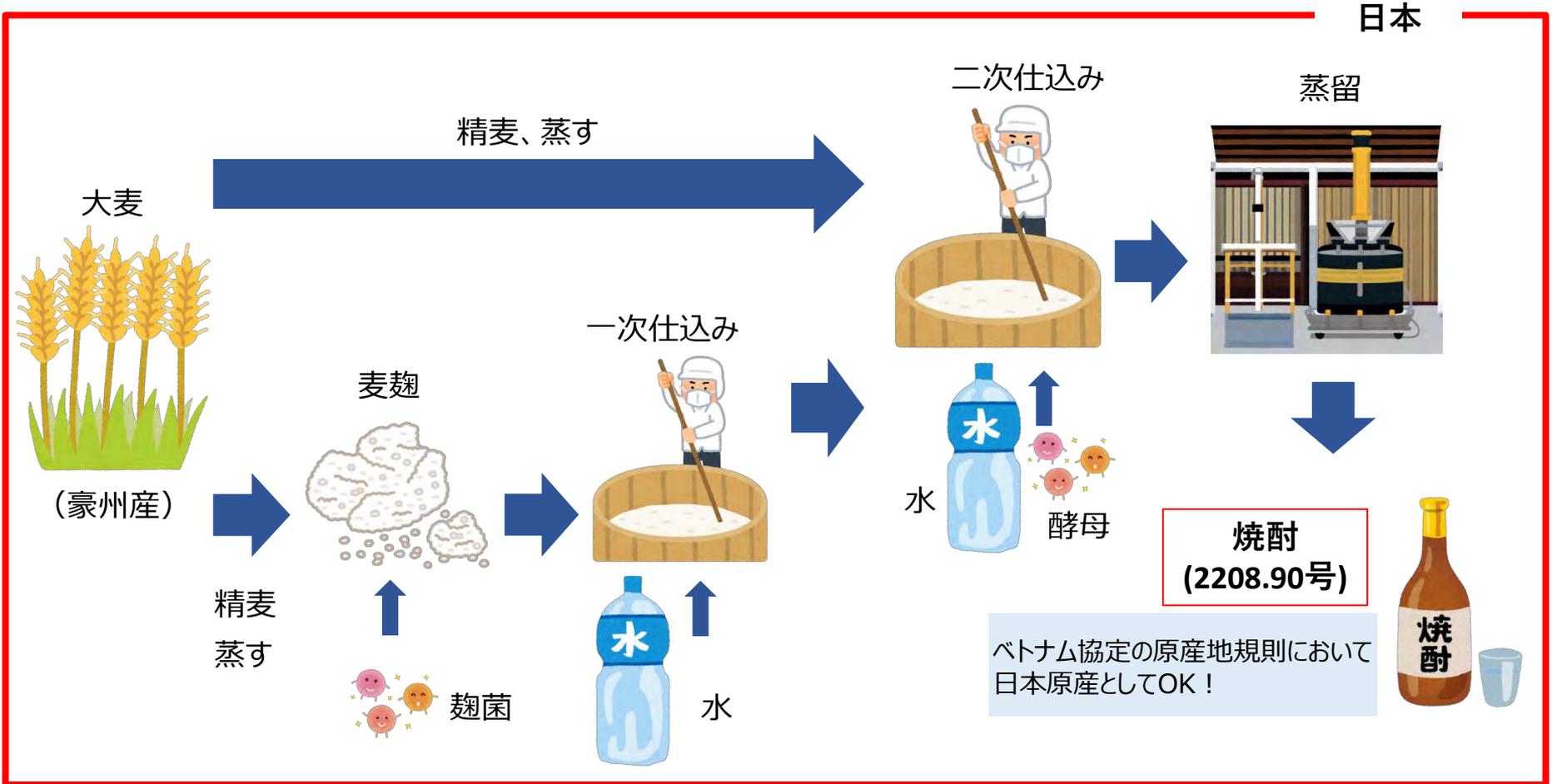
([https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido\\_tetsuduki/wariate.htm](https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/wariate.htm)) 及び農林水産省ホームページ

(<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/index.html#73>) を参照。

・相手国側の割当制度は、輸入者に確認することが確実。

### 3. EPA利用の手続き

ステップ5：原産地規則を満たすかを確認  
(ベトナム協定を利用してベトナムへ輸出する場合)



### 3. EPA利用の手続き

ステップ5：原産地規則を満たすかを確認  
(ベトナム協定を利用してベトナムへ輸出する場合)

ベトナム協定における 焼酎 (2208.90号) の品目別原産地規則 (HS2007)

HS番号	品目別原産地規則	意味
2208.90	CTH (第2207項※からの変更を除く。)	非原産材料※ <sup>1</sup> HS番号の上4桁が加工によって変更されれば原産品としての資格を付与。 ただし、第2207項※ <sup>2</sup> からの変更は除く。

利用協定	ベトナム協定
生産国	日本
実際の生産場所	〇〇県 (〇〇工場)
適用原産地規則	関税分類変更基準 (CC)

※1 非原産材料  
第3国から輸入した原材料や日本で調達した日本産として証明されない原材料など

※2 第2207項  
エチルアルコール (変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。) 及び変性アルコール (アルコール分のいかなを問わない。)

HSコード	製品名	HSコード	部品 (材料) 名
2208.90	焼酎	1003.00	大麦
		3002.90	麹菌
		2201.10	水
		2102.10	酵母

非原産材料※<sup>1</sup>のHS番号の上4桁の変更がOK  
(1003 → 2208)  
(3002 → 2208)  
(2201 → 2208)  
(2102 → 2208)

FOB価額

実務的には、全ての原材料を記載した  
このような**対比表**を作成して原産性を確認

# 3. EPA利用の手続き

ステップ5：原産地規則を満たすかを確認  
 (ベトナム協定を利用してベトナムへ輸出する場合)

対比表の裏付け資料 例

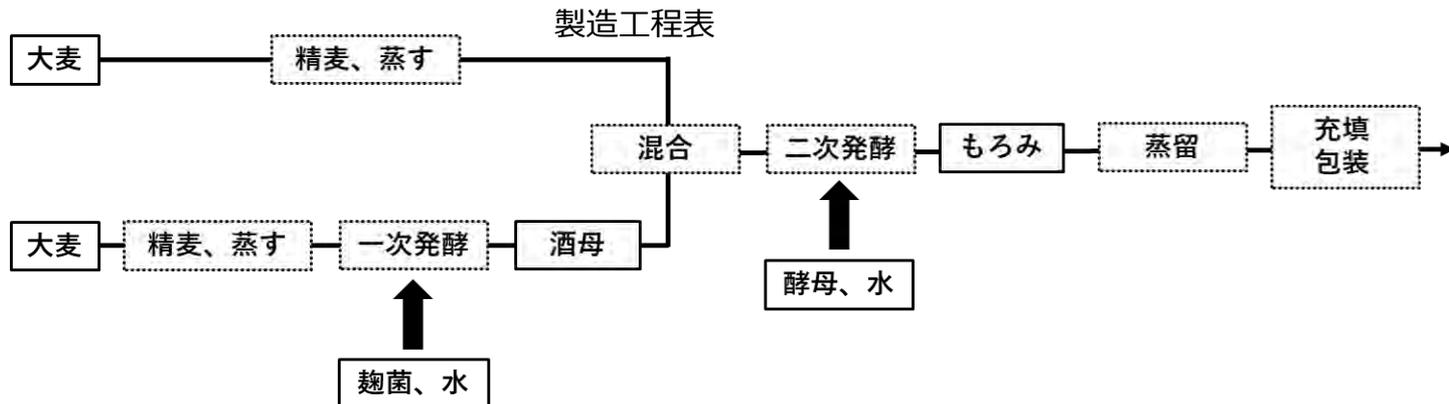
製造指示書

製造指示番号	N-001-220201-1
盛込日	2022年2月2日
包装日	2022年2月5日
賞味期限	—

製品名	管理番号	包材 (JANコード)	内容量	製造数	単位
麦焼酎	N-001	4912345678911	720ml	500	本

使用原材料	原材料ロット番号	使用量	単位
大麦	SB-X-0128AU	5,000	kg
麹菌	KJ-X-0128	10	kg
~~~~略~~~~			

農林水産省「加工食品の原材料表示」を参考に作成



### 3. EPA利用の手続き

ステップ6：原産地証明の作成

ステップ7：相手国での輸入手続（EPA（ベトナム協定）税率の適用）

ベトナム協定を利用したベトナム向け輸出では、商工会議所による原産地証明書の発行が必要です。原産地証明書発行には、先ほどの対比表を根拠書類として商工会議所へ提出することを推奨しています。

発行された原産地証明書を輸入者に共有してベトナム協定税率を適用します。

利用協定	ベトナム協定
生産国	日本
実際の生産場所	〇〇県（〇〇工場）
適用原産地規則	関税分類変更基準（CC）

HSコード	産品名	HSコード	部品（材料）名	価額	原産情報等
2208.90	焼酎	1003.00	大麦		
		3002.90	麹菌		
		2201.10	水		
		2102.10	酵母		

FOB価額	—			—	
-------	---	--	--	---	--

（注1）本対比表はベトナム協定の品目別原産地規則確認用のためHS2007に基づいています。他の協定ではルールが異なる場合があります。

（注2）説明のため、一部簡便化している箇所もありますのでご注意ください。

## 4. EPA利用の際に注意する点

EPAごとに異なる違い（焼酎のベトナムへの輸出例）

利用協定	EPA税率	証明手続	品目別原産地規則	品目別原産地規則の HSバージョン
アセアン	4.0%	第三者証明	CTH (第2207項からの 変更を除く)	2017
ベトナム	0.0%	第三者証明	CTH (第2207項からの 変更を除く)	2007
TPP (CPTPP)	25.0%	自己証明 (輸出者、生産者、輸入者)	CTH (第2207項からの 変更を除く)	2012
RCEP	45.0%	第三者証明 or 認定輸出者	RVC40% or CTH	2022

協定によって関税削減幅、証明手続、原産地規則等のルールが異なる！！

## 5. 参考

### ベトナム協定を活用したベトナムにおける各種加工食品の関税率

品目	MFN税率	EPA税率（ベトナム協定）	原産地規則
醤油	32.0%	0.0%	CC
味噌	20.0%	—	—
カレールー※等 (キューブ状のもの等)	or 30.0%	(TPP11 0.0%)	—
うどん、そば、素麺	20.0%	0.0%	CC
スイート・ビスケット	15.0%	0.0%	CC
清涼飲料水（緑茶）	30.0%	0.0%	LVC40%
清酒	55.0%	0.0%	CC
焼酎・泡盛	45.0%	0.0%	CTH (第2207項からの変更を除く)

出典：農林水産省「EPA関税率早見表」を加工

※ レトルトカレーは、肉類等の含有量が多い場合には肉類等の調製品となる可能性があるといった関税分類への注意が必要なため別途検討が必要

# 農水省EPA利用相談窓口とEPA利用早わかりサイト



- ✓ EPAを利用したら**関税が下がるの...?**
- ✓ そもそも**原産地規則**ってなに...?
- ✓ 商品の**HSコード**、**税率**がわからない...
- ✓ どの協定を利用すれば**一番お得なのか**、わからない etc.



- ✓ 日本商工会議所での**判定依頼**がうまくいかない...
- ✓ 適切な書類を準備したのに、輸出先国の税関で**特惠税率**が認められず、**MFN税率**を支払わされた... etc.

どんな些細な疑問にもお答えいたします。  
わからないことや困っていること等がありましたら、  
お気軽に [epariousoudan@maff.go.jp](mailto:epariousoudan@maff.go.jp) にご連絡下さい



又はEPAを利用するために必要な情報を簡単に入手できる「[EPA利用早わかりサイト](#)」をご覧ください。

EPA利用早わかりサイト  
QRコード



- ・今後の関税削減スケジュール
- ・原産地規則の確認
- ・書類の準備

...

**調べたり、準備するのは結構大変**

## 6. 日本関税協会からのご提案

- ・EPA利用についての弊会セミナー

  - 「メガEPA原産地規則オンライン研修」

  - [https://www.kanzei.or.jp/jtas/roo\\_megaepabasiconline.htm](https://www.kanzei.or.jp/jtas/roo_megaepabasiconline.htm)

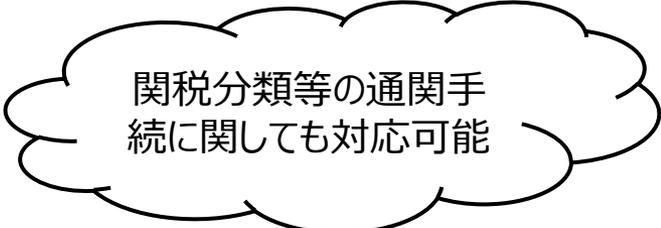
  - 「RCEP原産地規則オンライン研修」

  - [https://www.kanzei.or.jp/jtas/roo\\_rceponline.htm](https://www.kanzei.or.jp/jtas/roo_rceponline.htm)

- ・業種や企業の実態に合わせた企業別（業界別）の研修

- ・EPAを利用していく場合の手続・書類準備・保管等を企業様の  
実情に合わせたサポートサービス（定期的なMTG等での実務的なサポート）

お問い合わせ先： [jtas\\_seminar@kanzei.or.jp](mailto:jtas_seminar@kanzei.or.jp)



関税分類等の通関手  
続に対しても対応可能



## ご静聴ありがとうございました

経済連携協定（EPA）の利用に係るアンケート調査の実施について  
ご協力をお願いいたします（〆切 2024年1月31日（水））

[https://www.kanzei.or.jp/jtas/epa\\_survey.htm](https://www.kanzei.or.jp/jtas/epa_survey.htm)